

サービス管理責任者等更新研修のご案内

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修は、令和元年度より研修制度が見直され、現任者を対象とした「更新研修」が創設されました。

■令和7年度の受講対象者について

下記（1）～（3）のいずれかに該当する方が研修対象者となります。

- (1) 更新研修3回目受講の方（令和元年度に更新研修1回目を修了し、令和2年度から令和6年度に更新研修2回目を修了した方）
- (2) 更新研修2回目受講の方（令和2年度から令和5年度に更新研修1回目を修了した方）
- (3) 令和3年度以降に実践研修を修了した方

○更新研修の受講要件は、以下①もしくは②のいずれかとなります。

- ①現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として従事している
- ②更新研修受講日前5年間に2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験がある

○令和2年度に更新研修1回目を修了した方は令和7年度末までに更新研修2回目を修了しなければ、サービス管理責任者等として引き続き従事することができません。受講できなかった場合、再度サービス管理責任者等として従事するには、実践研修の修了が必要となります。各事業所において、更新研修への申込み忘れのないようお気を付けください。

※平成31年3月31日までにサービス管理責任者等としての従事要件を満たしていた方で、下記のいずれかに該当する方はサービス管理責任者等として従事することができません。サービス管理責任者等として従事するには、「実践研修」の修了が必要となりますのでご注意ください。

- ・令和元年度から令和5年度末までに更新研修1回目を修了していない方
- ・令和元年度に更新研修1回目を修了後、令和2年度から令和6年度までに更新研修2回目を修了していない方

■令和7年度の優先受講対象者について

- ① 当該年度に受講しなければサービス管理責任者等の要件を欠いてしまう方

※令和2年度に更新研修1回目を修了された方

- ② サービス管理責任者等実践研修、更新研修を修了した年度の翌年度を初年度として以降の5年度ごとの末日までの残っている期間が少ない方(あと1年⇒あと2年)

※あと1年：令和3年度に更新研修1回目を修了された方または実践研修を修了された方

※あと2年：令和4年度に更新研修1回目を修了された方または実践研修を修了された方

■令和7年度大阪府サービス管理責任者等更新研修実施予定

研修事業者名	大阪府地域福祉推進財団
募集期間	令和7年8月20日から令和7年9月16日
研修期間	令和7年11月18日から令和8年3月13日
会場	大阪市内
ホームページ	https://www.fine-osaka.jp/trainfo-2.htm

■更新研修は5年度毎に1回の受講が必要です

○平成31年3月31日までにサービス管理責任者等としての従事要件を満たしていた方で、令和5年度末までに更新研修1回目を修了した方の場合

【例：令和2年度に更新研修1回目を修了した場合】



初回の更新研修を修了した翌年度を初年度として、以降5年度毎に1回更新研修を受講する必要があります。

令和2年度に更新研修を修了した場合、令和3年度から7年度までの間に2回目の更新研修を修了する必要があります。令和7年度末までに更新研修を修了できなかった場合は、実践研修を修了しなければサービス管理責任者等として従事することができません。

○令和3年度以降に実践研修を修了した方の場合

【例：令和3年度に実践研修を修了した場合】



実践研修を修了した翌年度を初年度として、以降5年度毎に1回更新研修を受講する必要があります。

令和3年度に実践研修を修了した場合、令和4年度から8年度までの間に1回目の更新研修を修了する必要があります。令和8年度までに更新研修を修了できなかった場合は、改めて実践研修を修了しなければサービス管理責任者等として従事することができません。

問合せ先：大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課（06-6944-6671）

大阪府ホームページ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090070/chiiikiseikatsu/shogai-chiki/sabikankensyu.html>

大阪府 サービス管理責任者等研修

検索